

木更津市市民活動支援センター管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年木更津市条例第24号。以下「条例」という。）第29条の規定により、木更津市市民活動支援センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 条例第10条第1項の申請をしようとするものは、木更津市市民活動支援センター登録申請書（別記第1号様式）に市民活動団体の定款、規則、規約又は会則等の写しを添えて指定管理者に提出しなければならない。

(登録等の通知)

第3条 指定管理者は、条例第10条第1項の登録をしたときは木更津市市民活動支援センター登録通知書（別記第2号様式）により、登録をしないこととしたときは木更津市市民活動支援センター不登録通知書（別記第3号様式）により同項の申請をした者に通知するものとする。

(登録の欠格事由)

第4条 条例第10条第2項第2号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。次号において同じ。）
- (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの
- (4) 宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を支持し、宣伝し、又は反対するもの
- (5) センターの施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるもの
- (6) 代表者が次のいずれかに該当するもの
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

オ 宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を支持し、宣伝し、又は反対する者

(7) 条例第12条の規定により登録を取り消され又はその効力を停止された団体であって、当該取消しを受けた日から2年を経過しないもの

(8) その他センターの管理運営上支障があるおそれがあるもの

(登録の変更等の届出)

第5条 条例第11条の届出をしようとするものは、木更津市市民活動支援センター登録変更届出書(別記第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第6条 指定管理者は、条例第12条の登録の取消し又はその効力の停止をしたときは、木更津市市民活動支援センター登録取消・効力停止通知書(別記第5号様式)により登録の取消し又はその効力の停止をされたものに通知するものとする。

(使用者の範囲等)

第7条 条例第13条第1項ただし書の規則で定める法人又は団体は、次に掲げるものとする。

(1) 国、地方公共団体又はその他公共団体又は公共的団体

(2) 法人(前号に掲げるものを除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める団体

(使用許可申請)

第8条 条例第14条第1項の申請をしようとするものは、木更津市市民活動支援センター使用許可申請書(別記第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、指定管理者が必要と認めるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登録団体以外の法人又は団体にあつては、法人又は団体の定款、規則、規約又は会則等の写し

(2) 会議室の使用にあつては、その使用する内容がわかる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める書類

3 会議室の使用許可に係る申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間のセンターの開館時間内に行わなければならない。

(1) 条例第10条第1項の登録を受けた団体又は本市が使用する場合その他指定管理者が公益

上特に必要があると認める場合 会議室を使用しようとする日（以下「使用希望日」という。）の6月前の日の属する月の初日から使用希望日までの間

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 使用希望日の2月前の月の属する月の初日から使用希望日の前日までの間

4 メールボックスの使用許可は、3月31日を終期とする1年以内の期間とする。

(使用許可等の通知)

第9条 指定管理者は、条例第14条第1項の使用許可をしたときは、木更津市市民活動支援センター使用許可通知書（別記第7号様式）により、不許可としたときは木更津市市民活動支援センター使用不許可通知書（別記第8号様式）により同項の申請をした者に通知するものとする。

(使用許可をしない場合)

第10条 条例第14条第2項第6号の規則で定める要件は、条例第16条（第7号に係る部分を除く。）の規定により使用許可を取り消されたものが、当該取消の日から3月を経過しないときとする。

(使用中止の届出)

第11条 条例第15条の届出をしようとするものは、木更津市市民活動支援センター使用中止届出書（別記第9号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 条例第18条の利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額又は免除するものとする。

(1) 本市又は登録団体が会議室を使用する場合 利用料金の全額

(2) 本市が共催している事業のために会議室を使用する場合（前号に掲げる場合を除く。）

利用料金の半額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が公益上特に必要があると認める場合 指定管理者が定める額

2 条例第18条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、木更津市市民活動支援センター利用料金減免申請書（別記第10号様式）を第8条第1項の申請書と併せて指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により提出された申請書について、その内容を審査し、承認したときは木更津市市民活動支援センター利用料金減免承認通知書（別記第11号様式）により、承

認しないこととしたときは木更津市市民活動支援センター利用料金減免不承認通知書（別記第12号様式）により同項の申請書を提出した者に通知するものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、本市又は登録団体が条例第14条第1項の申請をした場合には、当該申請をしたときに第2項の申請書を提出したものとみなす。この場合において、条例第18条の規定による利用料金の免除をしたときは、第9条の規定による使用許可の通知をもって、前項の規定による利用料金の免除承認通知があったものとみなす。

（利用料金の返還）

第13条 条例第19条第1項ただし書の規定による利用料金の全部又は一部の返還は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を返還するものとする。

- （1） 条例第16条第7号の規定により使用許可の取消しを受けた場合 利用料金の全額
- （2） 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が公益上特に必要があると認める場合 指定管理者が定める額

2 条例第19条第2項の申請をしようとするものは、木更津市市民活動支援センター利用料金返還申請書（別記第13号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により提出された申請書について、その内容を審査し、承認したときは木更津市市民活動支援センター利用料金返還承認通知書（別記第14号様式）により、承認しないこととしたときは木更津市市民活動支援センター利用料金返還不承認通知書（別記第15号様式）により条例第19条第2項の申請をした者に通知するものとする。

（センターの損傷等の届出）

第14条 センターを損傷し、又は汚損したものは、直ちにその旨を指定管理者に報告しなければならない。

（物品販売等許可申請）

第15条 条例第22条第1項の申請をしようとするものは、木更津市市民活動支援センター物品販売等許可申請書（別記第16号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 物品の販売にあつては、当該販売の内容がわかる書類
- （2） ポスター、チラシその他これらに類するものの掲示又は配布にあつては、当該掲示又は配布の内容がわかる書類
- （3） 火気を使用する場合にあつては、当該使用の内容がわかる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める書類

- 3 指定管理者は、第1項の規定により提出された申請書について、その内容を審査し、承認したときは木更津市市民活動支援センター物品販売等許可通知書（別記第17号様式）により、承認しないこととしたときは木更津市市民活動支援センター物品販売等不許可通知書（別記第18号様式）により条例第22条第1項の申請をした者に通知するものとする
- 4 物品販売等許可を受けたものは、当該許可に係る行為をするときは、木更津市市民活動支援センター物品販売等許可通知書を携帯し、又は当該行為をする場所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(組織)

第16条 条例第28条に規定する木更津市市民活動支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第18条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の庶務)

第19条 協議会の庶務は、市民活動支援課において処理する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の登録申請は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成27年12月16日規則第90号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。